

生成AIと著作権

知的財産権法研究会
弁護士 柿沼 太一

一 はじめに

2023年4月現在、Midjourneyなどの画像生成AIやOpenAIのChatGPT、MicrosoftのBing、GoogleのBardなど言語生成AIが急速に普及している。

これらはいわゆる生成AI（generative AI）の一種である。生成AIと著作権については様々な興味深い論点があるが、本稿では以下の論点に絞って検討する。

著作権法30条の4但書における「当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合」は具体的にはどのような意味を有しているか

この但書に該当する行為としてどのような行為が考えられるのか、ここでは以下の設例を基に検討してみたい（愛知靖之「AI生成物・機械学習と著作権法」（パテント2020Vol.73No.8）142頁で検討されている設例である。）

【設例】

ディズニー映画風の新しい映画を作るAI（学習済みモデル）を開発するために、ディズニー映画（30条の4但書にいう『当該著作物』）全てをコンピュータに入力して機械学習させる行為は同但書に該当するか。

二 立法時の議論

1 著作権法30条の4導入以前

著作権法30条の4は、平成30年著作権法改正により導入された規定であるが、同改正前にも同趣旨の規定として、以下の内容の改正前著作権法47条の7が存在していた（下線部は筆者）。

第四十七条の七 著作物は、電子計算機による情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うことをいう。以下この条において同じ。）を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行うことができる。ただし、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物については、この限りでない。

この改正前著作権法47条の7は、平成21年著作権法改正により新設された規定であるが、同条

の立法趣旨は「高度情報化社会における情報解析研究の社会的意義等に鑑み、一定の条件の下で行われる電子計算機による情報解析を行うことを目的とする場合における著作物の記録媒体への記録及び翻案には、著作権は及ばないもの」とした点にある¹。

改正前著作権法47条の7も、現行30条の4と同様、権利制限規定の例外として但書（「情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物については、この限りでない」）を定めている。

この但書の立法趣旨は「(研究者において情報解析を行うことが可能になるような) データベースが現に市場に存在し、契約により提供されているという実態があり、そのようなものまで本条による権利制限を及ぼした場合、かかるデータベースの著作権者の利益を害し、適当でない」という点にある²。

2 平成30年改正時の国会での質疑応答

平成30年改正時の国会の質疑応答においては、政府参考人 中岡司（文化庁次長）氏により以下のような回答がなされている³（下線部は筆者）。

○小林（茂）委員 安全面が用意されたということです。

これに関連して、例えば、情報解析を行う者に利用してもらうために、販売されているデータベースを購入せずに無断で利用するということは認められるのでしょうか。教えてください。

○中岡政府参考人 お答えいたします。

著作権者の利益を不当に害することとなる場合に当たるか否かは、他の規定、先ほどの三十五条の第一項等と同様に、著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的市場を阻害するかという観点から、最終的には司法の場で具体的に判断されることになります。

この点、現行の四十七条の七でございますが、これは、電子計算機による情報解析のための複製は、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的とするものではなくて、著作権者の利益を通常害するものではないと考えられたことから、原則として権利制限の対象とすることとする一方で、情報解析を行う者の用に供するために作成されましたデータベースの著作物を複製する場合には、この当該複製が、当該データベースの提供に関する別途市場がございますので、その市場と衝突をし、著作権者の利益を不当に害することとなる可能性が高いと考えられましたことから、例外的に権利制限規定を適用しないこととした趣旨であると考えられます。

新三十条の四におきましても、このような考え方は基本的には変わらないものと考えられますことから、著作権者が自己が著作権を保有する大量の著作物を容易に情報解析できる形で整理したデータベースを提供している場合に、当該データベースを情報解析を行う目的で著作権者に無断で複製する等する行為は、当該データベースの提供に関する市場と衝突するものとして、著作権者の利益を不当に害することとなる場合に当たるものと考えております。

1 池村聡「著作権法コンメンタル別冊・平成21年改正解説」（勁草書房）114頁

2 前掲注1・119頁

3 第196回国会 衆議院文部科学委員会 第5号